

いじめの防止等に向けた取組について

1 学校におけるいじめの防止等について

本県のいじめの現状から、いじめはどの学校、どの子どもにも起こりうるものであることを再確認し、引き続き、児童生徒のささいな変化を見逃さず、学校組織としての認知を進めていく必要があります。また、小学生低学年の認知の割合が、依然として低い状況があり、改めて、小学校低学年でのトラブル等についても、子どもの感じる被害性に着目して、疑いの段階でも積極的に認知していく必要があります。

(1) いじめの認知

いじめを正確に認知することは、いじめの対応の第一歩です。これまで発生した事案の中で、いじめと認知せずに対応したため、事実確認が不十分であったり、組織で対応しなかったりしたことから重大な事案に発展したものがあります。そのため、各学校で認知について改めて確認できるよう、本年度「学校におけるいじめの認知基準チェックリスト」【別紙1】を各学校へ配付しました。

<チェックリストに記載しているチェック項目>

- 「いじめ」の疑いがある事案について、担任または一部の教員が事案を抱え込むことなく、学校組織の中で認知・共有され対応していますか。
- 「いじめ」としての訴え等が無くても、被害の実態に着目して認知していますか。
- 「暴力行為」と「いじめ」など、複数の項目に該当する場合、どれか一つの項目のみで報告していませんか。（該当する項目すべてにおいて報告する必要があります。）
- 両者がいじめの被害者であり、加害者でもあるというケースがあります。このようなケースにおいても適切にいじめとしての認知を行っていますか。
- いじりやからかいによって嫌な思いをしている児童生徒をいじめと認知していますか。
- 加害者の言い分を聞いて、悪気がないからといっていじめと認識しなかったことはありませんか。

(2) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起こりうるということをふまえ、児童生徒が主体的にいじめの問題について考え、議論すること等、いじめの防止に資する活動に取り組むことが大切です。そのため、いじめ防止強化月間（4月、11月）に合わせたピンクシャツ運動の推進や地区別でいじめ防止サミットを開催するなど、児童生徒の主体的な活動を支援します。

(3) 早期発見

日頃から、児童生徒のささいな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、定期的なアンケート調査（学期に一回以上）や教育相談の実施など児童生徒がいじめを訴えやすい環境づくりが重要です。

これまでのアンケート様式では、いじめのとらえ方が一人ひとりによって違うことから、本人がいじめと認識できず、対応されないまま深刻化した事案もありました。そこで、これまで学校へ配付していたいじめアンケートの参考様式を、

本人が自覚していなかつたいじめにも気づけるようにするとともに、短時間で答えられるように見直しました。

(参考) 【別紙2】アンケート

(4) いじめに対する措置

教職員がいじめを発見した、または相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織において情報共有し、事実確認や対応方針の決定など、組織的に対応することが重要です。事案発生後、いじめへの対応が適切になされていなかつたり、事実の確認が不十分であつたりしたことから重大な事案に発展することもあります。そのため、担任等が抱え込むことなく、早期から組織的な対応につながるよう以下の参考様式を作成しました。

(参考) 【別紙3】いじめの把握と初期対応

【別紙4】いじめの状況聴き取りシート

2 三重県いじめ防止条例を踏まえた主な取組

本県では、平成30年4月に「三重県いじめ防止条例」を施行し、その基本理念を踏まえ、今年度（1）の取組を進めてきました。次年度も（2）の取組を進め、各学校のいじめの防止等の取組を支援します。

(1) 今年度の取組

①啓発と社会総がかりの取組

○三重県いじめ防止応援サポーターの主な取組

- ・店舗や事務所等への啓発ポスターの掲示及びホームページ上での啓発
- ・日常的に児童生徒と接する施設等においては、日頃から児童生徒の様子を見守るとともに、いじめ等があれば、保護者や学校等との情報共有
- ・登下校時や地域の行事等での児童生徒の見守りや声かけ等
- ・いじめ防止サミット（県教育委員会主催）において、児童生徒といじめ問題についてグループで意見交換
- ・街頭啓発への協力
- ・ピンクシャツ運動の取組

○いじめ防止サミット

日 時：令和元年11月9日 13時00分から16時30分まで

参加者：小学校、中学校、高等学校の児童生徒及びいじめ防止応援サポーター、
保護者、教職員等 計200人

内 容

- ・講演：「ネットいじめの被害者にも加害者にもならないために」
全国ICTカウンセリング協会代表理事 安川雅史さん
- ・グループ討議
小中学生及び高校生、いじめ防止応援サポーターで構成したグループで世代を超えていじめ問題について意見交換をし、いじめ防止に関するメッセージを考えました。

【代表例】

- ・関心を持て！（傍観者向け）
- ・一人ではできないことも、みんなでならできる。（傍観者向け）
- ・自分の気持ちを伝えることは、恥ずかしいことじゃないです。（被害者向け）
- ・個性を認め、相手の立場で考え方行動しよう。（加害者向け）

○11月いじめ防止強化月間の取組

(ア) ピンクシャツ運動

ピンクのシャツや小物を身に付けることで、いじめ反対の意志表示をする運動を推進しました。期間中は学校やいじめ防止応援センター等の事業者・団体を中心として、取組が行われました。

(イ) 街頭における啓発

近鉄四日市駅、津駅、名張駅、宇治山田駅、尾鷲駅において、いじめ防止応援センターである日本郵便株式会社東海支社と連携して、スタッフがピンクのシャツや小物を身につけ啓発を行いました。

(ウ) 三重県立図書館との連携

三重県立図書館と連携し、いじめの問題に係る書籍といじめ防止の啓発資料等を県立図書館に展示しました。

②相談体制の充実

中学生・高校生を対象に、平日の午後5時から午後9時まで、「子どもLINE相談みえ」を年間を通して実施しています。

<相談件数及び主な相談内容>

		令和元年12月末
相談件数		803
相談内容 内訳	友人関係・学校生活	465
	学業進路	45
	家庭	43
	その他	250
	うち「いじめ」	109

令和元年度は、4月1日から年間を通して実施しており、相談件数は12月末までで、延べ803件でした。これは、中学生・高校生からの電話相談件数（令和元年12月31日現在433件）の約2倍となっています。

(2) 次年度の取組（予定）

①専門家との連携による支援

- ・臨床心理士が、いじめを受けて苦しんでいる児童生徒への直接的な支援や、いじめにより欠席した児童生徒に対して、家庭訪問等を行います。

- ・社会福祉士・精神保健福祉士が、いじめに関係している児童生徒を取り巻く環境といじめの関係性を踏まえ、関係機関と連携した支援を行います。
- ・弁護士によるいじめの予防授業を通して、児童生徒がいじめの問題に対して主体的に行動できる力を育むとともに、学校だけでは解決が困難な事案に対して支援を行います。

②いじめ防止強化月間（4月、11月）の取組の推進

学校、各市町、事業所等が、いじめ防止強化月間（4月と11月）等で、いじめ防止に向けた啓発活動を行えるよう、「いじめ防止ソング」を制作し、積極的な活用を促していきます。また、引き続きピンクシャツ運動を推進するとともに、新たに地区別いじめ防止サミット（仮称）を開催し、社会総がかりでいじめの問題を克服するため、広報啓発に努めます。

○ピンクシャツ運動の推進

- ◇ 対象 個人、グループ、事業所、団体、学校 等
- ◇ 期間 4月と11月の各1か月間
- ◇ 内容 『ピンクシャツデー』や『ピンクシャツウィーク』等を設定し、ピンク色のシャツを着たり、ピンク色の小物を身に着けたりすることで、「いじめ反対」の意志を目に見える形で示します。

○地区別いじめ防止サミット（仮称）の開催

いじめ防止強化月間（11月）に、地区別いじめ防止サミット（仮称）を開催し、いじめ防止等に向けた学校及び事業所等の取組に係る実践発表を行うとともに、児童生徒、保護者、教職員、いじめ防止応援サポートー、地域住民等が意見交換を行い、いじめの防止等に向けて地域全体でどのような取組が必要であるかについて考えます。

③インターネットを通じて行われるいじめ対策の推進

○ネットパトロールの実施

公立学校を対象とした児童生徒のケータイ・ネットへの問題のある書き込み検索及び削除要請代行を専門業者に委託し行います。

○学校の取組への支援

県教育委員会のホームページに掲載している子ども向け啓発資料「みえネットスキルアップサポート」と保護者向け啓発資料「ネットトラブルから子どもたちを守るために」の活用を教職員が活用できるよう研修会等を通じて全県的な取組に広げます。

○子どもたちのインターネットトラブル防止事業（みんなでつくろか三重の予算（みんつく予算））

SNS上の気になる書き込み等をスクリーンショットで画像保存したものを作成し、その活用を進めます。特に、大学生に協力を求めてSNSパトロールを実施してもらい、問題が疑われる内容を発見した場合、このアプリを利用して、県教育委員会へ連絡して

もらいます。県教育委員会はその内容を確認し、必要に応じて、学校や専門家と連携して対応します。

また、県内の教育学部に通う大学生が、県教育委員会が実施する研修会等に参加することで見識を高め、県内の小中学校等に出向き、ネットの適切な利用について出前授業を行います。

④相談体制の充実

中学生・高校生の相談窓口となるよう、「子どもLINE相談みえ」を継続して実施します。早期に対応が必要な場合は、相談者の了解を得たうえで、学校や児童相談所等の関係機関と速やかに情報を共有します。

また、子どもや保護者を対象に「いじめ電話相談」を毎日24時間体制で実施します。

○「子どもLINE相談みえ」の概要

- ・開設期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日
- ・相談受付時間：平日の午後5時から午後9時まで
- ・対象者：県内全ての中学生・高校生
- ・相談内容：いじめをはじめとする様々な悩みの相談・通報

学校におけるいじめの認知基準チェックリスト

県教育委員会では、県内の学校や保護者等から連絡・相談を受けた際、法の定義に基づく認知や学校組織としての対応に課題が見られるケースがあります。いじめは、どこの学校でもどの子どもにも起こりうるものであるという認識に立ち、子どもたちを守るため、被害性に着目した積極的な認知、組織としての対応が適切になされるようしていくことが大切です。そこで、過去の具体的な事例を基に陥りがちな点をチェックリストとしましたので、研修会等でご活用いただき、学校の対応について確認してみてください。

1. 中学1年生の生徒Aは、入学したときから粗暴な言動があった。担任はその都度指導していたが、指導しても改善がみられず、保護者にも協力を求め、指導を継続していた。しかし、指導が慢性化する中で担任の指導が緩くなり、生徒Bに対するからかいの発言に対して、生徒Aを指導したが、「いじめ」としての認識がなく、担任以外に共有しなかった。結果として、担任のいないところで生徒Aは生徒Bをからかっており、多くの教員が注意深く生徒Bを見守ることができず、生徒Bは長期間学校を欠席することとなつた。

「いじめ」の疑いがある事案について、担任または一部の教員が事案を抱え込むことなく、学校組織の中で認知・共有され対応していますか。

2. 高校1年生の生徒Aは、日頃から友人にきつい口調で接する時があり、学校行事の種目決めをきっかけに、クラスでも部活動でも人間関係がうまくいかなくなつた。生徒Aが担任に「友人とトラブルになっている」と訴えたため、担任を中心に学校全体で対応したが、「いじめ」との申告が無かつたので、「いじめ」とは認知しなかつた。その後生徒Aは年度末まで学校を欠席し、保護者から「いじめとして対応していなかつたのではないか」との指摘を受けた。

「いじめ」としての訴え等が無くとも、被害の実態に着目して認知していますか。

3. 高校の部活動で2年生の一部が複数の1年生に暴力行為を行つており、1年生の中には退部する者もあった。やがて、耐えかねた1年生から顧問に申告があり、学校では暴力行為として加害行為を行つた2年生を厳しく指導したが、「いじめ」としては認知しなかつた。

「暴力行為」と「いじめ」など、複数のことにつき該当する場合、適切に認知していますか（該当する項目すべてにおいて認知し、報告する必要があります。）。

4. 小学2年生の児童Aは、後ろの席の児童Bの鉛筆を取り、自分の太ももと椅子の間に隠し、児童Bが探している姿を見て面白がるという悪戯をしていた。児童Bはその行為に対して嫌な気分になつたため、休み時間に児童Aの筆箱から鉛筆を取り、隠すつもりでゴミ箱に鉛筆を入れた。担任はトラブルとして指導し、「いじめ」とせず双方の嫌な気持ちについて寄り添うことなく終わらせた。

両者がいじめの被害者であり、加害者でもあるというケースがあります。このようなケースにおいても適切に「いじめ」としての認知を行っていますか。

5. 中学3年生の生徒Aは授業で指名された際、場違いな発言をしたりすることから、生徒Aが指名されるとクラスの生徒はクスクス笑ったり、からかうような発言をすることがあった。教科担当の教員は、その都度、からかうなどした生徒を注意していたが、ある日、クラスの生徒の1人から「これはいじめではないか。」と担任に相談があった。

いじりやからかいによって嫌な思いをしている児童生徒を「いじめ」と認知していますか。

6. 高校1年生の生徒Aは、同じ部活動の生徒Bとギクシャクしていたが、部顧問の先生が間に入って話し合いを行い、解決した。しかし、その日の夜、生徒Aは、SNSで「楽しんで頑張っていたのに、ほんと面白くない。最低！」と書き込んだ。それを見た生徒Bはショックを受けて部顧問に相談したが、部顧問から「生徒Aは、塾で嫌なことがあったので、生徒Aに悪気はない。」と言われ、学校を数日間欠席した。

被害性に着目せず、加害者の言い分を聞いて、悪気がないからといって「いじめ」と認識しなかったことはありませんか。

いじめ防止対策推進法

第1条（目的） この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることによりいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

第2条（定義） この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

全国や県内で発生しているいじめの重大事態の調査報告書において、学校の組織的対応の不備や法の定義に則ったいじめの認知ができていなかったため問題が大きくなつたとする評価が示されています。子どもたちの命と成長を守るために、子どもの教育の専門家である教員の目でいじめを早期に発見し、担任等が1人で抱え込むことなく、早期から学校組織として対応し、教職員全体で見守っていくことが必要です。いじめの定義から考えると、いじめはどの学校でも、どの子どもにでも起こりうることであると認識し、丁寧に取り組んでいただくとともに、子どもたちが主体的にいじめの防止に向けて取り組めるよう、支援をお願いします。

○○○アンケート

●月●日～●月●日のあいだで、あなたがこまつたことについておしえてください。

1 [ぜんいん]

ともだちから下のようなことをされて、「いやだなあ」「いたいなあ」とおもつたことがありましたか。
(ある・ない)のどちらかに○をかいてください。

できごと	
からかわれたり、わるくちやいやなことをいわれた。 たとえば…「バカ」「しね」などいわれた。いやなあだなをつけられた。	ある・ない
なかまはずれやむしをされた。 たとえば…やすみじかんにあそびのグループにいれてもらえなかつた。	ある・ない
かるくぶつかられたり たたかれたり、けられたりした。 たとえば…すれちがうとき、からだをぶつけられたり、あしをかけられたりした。	ある・ない
ひどくぶつかられたり たたかれたり、けられたりした。 たとえば…せなかをつよくたたかれた。あしでつよくけられた。	ある・ない
おかねやものをむりやりとられた。 たとえば…「ちょうどい」「かして」としつこいわれ、じぶんのものをとられた。	ある・ない
ものをかくされたり、ぬすまれたり、こわされたりした。 たとえば…つくえのなかからじぶんのものをかってにとられた。くつをかくされた。	ある・ない
いやなことやきけんなことをされたり、させられたりした。 たとえば…ズボンおろしをされた。ひとのもちものをじぶんだけもたされた。	ある・ない
パソコンやスマホで、いやなことをかかれた。 たとえば…わるくちをかかれた。	ある・ない
そのほか ※このほかで「いやだなあ」とか「いたいなあ」とおもうようなことをされた。 (ある・ない)のどちらかに○をかいてください。	ある・ない

2 [1で「ある」に○をつけた人だけ]

こまつたことはいまもつづいていますか。下のどちらかに、○をかいてください。

まだつづいているものがある	
つづいていない	

3 [ぜんいん]

あなたのまわりに、こまつていたり、いやなおもいをしているともだちはいますか。下のどちらかに、○をかいてください。

ある	
ない	

こまつていることやいやなことがあつたら、たんにんのせんせいやほけんしつのせんせいに、いつでもそだんしてください。

○○○アンケート

●月 ●日～●月 ●日の間で、あなたが困ったことについて教えてください。

1 [全員が回答してください]

あなたが、学級や学年、学校の仲間から下のようなことをされて、いやな思いやいたい思いをしたことがありましたか。(ある・ない)のどちらかに○を記入してください。

できごとの内容	
冷やかしやからかい、悪口やおどし、いやなことを言われた。 例)外見や性格のこと気にしていることを言われたり、あだ名をつけられたりした。 「バカ」「死ね」「殺すぞ」などと言われた。	ある・ない
仲間はずれ、集団によるむしをされた。 例)グループから一方的にはずされたり、学級やグループからむしめられたりした。	ある・ない
軽くぶつかれたり、たたかれたり、けられたりした。 例)遊びでプロレスやすもうなどをさせられて、自分だけ技をかけられた。 通りすがりに体をたたかれたり、ぶつけられたり、足をかけられたりした。	ある・ない
ひどくぶつかれたり、たたかれたり、けられたりした。 例)かなりのいたみを感じる強さで、たたかれたり、けられたりした。 プロレスやすもうなどの技を、一方的に強い力でかけられた。	ある・ない
お金や物をたかられた。 例)買い物で無理におごらされたり、お金を支払わされたりした。 「ちょうどいい」「貸して」としつこく言われ、自分の物を無理やり取られた。	ある・ない
お金や物をかくされたり、ぬすまれたり、こわされたり、すてられたりした。 例)机やカバンの中から自分の物を勝手に取られた。くつをかくされた。 けい示物の自分の名前や写真をきずつけられた。授業で作った作品をこわされた。	ある・ない
いやなことや恥ずかしいこと、きけんなことをされたり、させられたりした。 例)ズボン下ろしをされた。命令されて、「使いつ走り」をさせられた。 万引きを強要された。	ある・ない
パソコンやスマホ、ケータイなどで、いやなことを書かれたり、されたりした。 例)名前や顔写真などの個人情報を、無断でLINEに流された。 悪口や事実ではないことをLINEに書かれた。LINEはずしをされた。	ある・ない
その他 ※上のいずれにも当てはまらないことで、いやな思いや、いたい思いをさせられたことについて(ある・ない)のどちらかを選び、ある場合は、どんなことか下に記入してください。	ある・ない
[どんなこと]	

2 [1で「ある」に○をつけた人だけ回答してください]

現在はどうなっていますか。下のいずれか当てはまる方に、○を記入してください。

現在、困ったできごとがまだ続いているものがある	
現在、困ったできごとは一つも続いていない	

3 [全員が回答してください]

あなたのまわりに、1のようなことで困っていたり、なやんでいたりする人はいますか。当てはまる方に、○を記入してください。また、どんなことで困っていたりなやんでいたりしているのかを記入してください。

ある		ない	
----	--	----	--

[どんなこと]

4 [全員が回答してください] いじめをなくすためにはどうすればよいと思うか、書いてください。

今なやんでいる人にお願いです。もし先生にも言えない時は、とにかくそれでもいいので、大人の人に相談をしてください。
--

○○○アンケート

●月 ●日～●月 ●日の間で、あなたが困ったり悩んだりしたことについて教えてください。

1 [全員が回答してください]

あなたが、学級や学年、学校の仲間から下のようなことをされて、いやな思いや痛い思いをしたことがありますか。(ある・ない)どちらかに○を記入してください。

できごとの内容	
冷やかしやからかい、悪口やおどし、いやなことを言われた。 例)外見や性格のことや気にしていることを言われたり、あだ名をつけられたりした。 「バカ」「死ね」「殺すぞ」などと言われた。	ある・ない
仲間はずれ、集団による無視をされた。 例)誰も自分と一緒に活動をしたがらず、自分一人が仲間から距離を置かれた。 グループから一方的にはずされたり、学級やグループから無視されたりした。	ある・ない
軽くぶつかれたり、たたかれたり、けられたりした。 例)遊びでプロレスや柔道、相撲などをさせられて、自分だけ技をかけられた。 通りすがりに背中をたたかれたり、体をぶつけられたり、足をかけられたりした。	ある・ない
ひどくぶつかれたり、たたかれたり、けられたりした。 例)かなりの痛みを感じる強さで、たたかれたりけられたりした。 プロレスや柔道、相撲などの技を、一方的に強い力でかけられた。	ある・ない
お金や物をたかられた。 例)買い物で無理におごらされたり、お金を支払わされたりした。 「ちょうどいい」「貸して」としつこく言われ、自分の物を無理やり取られた。	ある・ない
お金や物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりした。 例)机やカバンの中から自分の物を勝手に取られた。くつを隠された。 掲示物の自分の氏名や写真を傷つけられた。授業で作った作品を壊された。	ある・ない
いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりした。 例)ズボン下ろしや失神ゲームをされた。命令されて、「使いつ走り」をさせられた。 万引きを強要された。異性にむりやり告白させられた。	ある・ない
パソコンやスマホ、ケータイなどで、いやなことを書かれたり、されたりした。 例)名前や顔写真などの個人情報を、無断でTwitterに流された。 悪口や事実ではないことをTwitterやLINEに書かれた。LINEはなしをされた。	ある・ない
その他 ※上のいずれにも当てはまらないことで、いやな思いや痛い思いをさせられたことについて(ある・ない)どちらかを選び、ある場合は、どんなことか下に記入してください。	ある・ない
[どんなこと]	

2 [1で「ある」に○をつけた人だけ回答してください]

現在はどうなっていますか。下のいずれか当てはまる方に、○を記入してください。

現在、困ったできごとがまだ続いているものがある	
現在、困ったできごとは一つも続いていない	

3 [全員が回答してください]

あなたのまわりに、1のようなことで困っていたり悩んでいたりする人はいますか。当てはまる方に、○を記入してください。また、どんなことで困っていたり悩んでいたりしているのかを記入してください。

ある		ない	
----	--	----	--

[どんなこと]

4 [全員が回答してください] いじめをなくすためにはどうすればよいと思うか、書いてください。

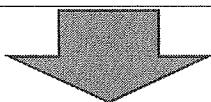
--

今悩んでいる人にお願いです。もし先生にも言えない時は、とにかく誰でもいいので、大人の人と相談をしてください。

いじめの把握と初期対応

いじめの把握（情報のキャッチ）

- 当該児童生徒からの訴え ●周囲の児童生徒からの訴え
- いじめが疑われる言動を担任が目撃 ●保護者からの訴え
- 校内の教職員やスクールカウンセラーから報告 ●面談時の様子からの気づき
- アンケートから発見 ●日記や生活ノート等から発見



管理職への報告

管理職へ第一報を入れる。管理職不在の場合は、いじめ対策委員会の教員に速やかに報告する。

チェック

いじめ対策委員会開催

委員会を開催し、情報を共有し、今後の対応を決める。必要に応じてスクールカウンセラー等の専門家を活用する。

チェック

事実関係の把握

- ①事実を正確に把握する。その際、「いじめの状況聞き取りシート」（別紙）を活用して聞き取る。
- ②事実確認は、被害、加害、関係する児童生徒を個別に同時進行で行う。
- ③聞き取った情報を一元化し、背景、子どもの心理等いじめの全体像を把握する。

チェック

対応方針の決定

- ①被害生徒の児童生徒の安全を最優先し、徹底して守る具体策について確認する。
- ②いつ、だれが、どのように対応するかを決定し、全教職員に周知し、共通理解を図る。

チェック



保護者との連携	教育委員会との連携	専門家との連携	関係機関との連携
状況を正確に伝え、学校と家庭の様子について情報交換する。	<ul style="list-style-type: none"> ・指導主事要請 ・対応協議 	必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士等の専門家を活用する。	<ul style="list-style-type: none"> ・警察 ・児童相談所等

記入日 年 月 日
記入者【 】

いじめの状況聞き取りシート

聴き取り児童生徒【 年 組 番 (名前) 】

いつ	月 日()	いじめの概要
どこで		
誰が	直接加わった人	
	周りで見ていた人	
	止めようとした人	
	その他の人	

※時系列で、言動や感情を記載していく。(欄が不足する場合は、行を追加して活用ください。)

No	相手 (したこと、言ったこと)	自分 (したこと、言ったこと)	自分が感じたこと・ 思ったこと
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			